

○亀山市請負工事指名競争入札参加者選定規程

平成17年1月11日

訓令第30号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が執行する請負工事の指名競争入札の参加者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(参加者選定における留意事項)

第2条 亀山市請負工事業業者等指名審査会（以下「審査会」という。）及び契約担当者（亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号。以下「規則」という。）第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、請負工事の契約について指名競争入札の参加者を選定しようとするときは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 信用状態
- (3) 工事成績
- (4) 能力技術的適性
- (5) 手持事業量の状況
- (6) その他指名競争入札の参加者の選定に必要な事項

(参加者の格付)

第3条 審査会は、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項の規定により入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）のうち、次の各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める者については、毎年A級、B級、C級又はD級のいずれかの等級に格付するものとする。

- (1) 土木工事 市内に本店を有する者
- (2) 建築工事 市内に本店を有する者
- (3) 水道工事 市内に本店を有する亀山市指定給水装置工事業業者

- 2 前項の規定による格付は、別表第1に定める基準により行うものとする。
- この場合において、同表の要件の欄に掲げる点数は、別に定める算出方法により算定した次に掲げる評点の合計点数とする。
- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査において評定された評点
 - (2) 市の発注した請負工事の工事成績により算定された評点
 - (3) 環境マネジメントシステムの導入の状況により算定された評点
 - (4) 品質管理マネジメントシステムの導入の状況により算定された評点
 - (5) 工事の区分に応じて必要となる資格取得者の人数を基準とした技術力により算定された評点
 - (6) 地域貢献度により算定された評点
- 3 審査会は、第1項の規定により格付された者の等級を変動させる場合は、前項の規定にかかわらず、直近上位又は直近下位の等級の範囲内において格付するものとする。

(平22訓令22・平29訓令11・一部改正)

(格付された参加者の選定)

第4条 審査会及び契約担当者は、請負工事のうち土木工事、建築工事及び水道工事の契約について指名競争入札を行う場合においては、別表第2の左欄に掲げる設計金額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる等級に格付された者の中から参加者を選定するものとする。ただし、必要がある場合には、直近上位又は直近下位の等級に格付された者を選定する（土木工事にあつては当該入札の参加者数の2分の1を超えない範囲内において選定する。）ことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会及び契約担当者は、必要があると認めたときは、前条第1項の規定により格付された者であるかを問わず、すべての有資格者の中から参加者を選定することができる。

(平22訓令22・一部改正)

附 則

この訓令は、平成１７年１月１１日から施行する。

附 則（平成２２年９月３０日訓令第２２号）

この訓令は、平成２２年９月３０日から施行する。

附 則（平成２９年９月６日訓令第１１号）

この訓令は、平成２９年１０月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

（平２２訓令２２・平２９訓令１１・一部改正）

１ 土木工事

等級	要件
A級	１ 点数が７７０点以上であること。 ２ １級土木施工管理技士が２人以上いること。
B級	１ 点数が６８０点以上であること。 ２ １級又は２級土木施工管理技士がいること。
C級	A級又はB級の要件を満たしていない者
D級	初めて有資格者になった者

２ 建築工事

等級	要件
A級	１ 点数が７７０点以上であること。 ２ １級建築士又は１級建築施工管理技士が合計で２人以上いること。
B級	１ 点数が６５０点以上であること。 ２ １級若しくは２級建築士又は１級若しくは２級建築施工管理技士がいること。
C級	A級又はB級の要件を満たしていない者
D級	初めて有資格者になった者

3 水道工事

等級	要件
A級	1 級又は 2 級土木施工管理技士がいること。
B級	初めて有資格者になった者

別表第 2（第 4 条関係）

（平 2 2 訓令 2 2 ・一部改正）

1 土木工事

設計金額	等級
8 0 0 万円以上 (5 0 0 万円以上)	A級
3 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満 (3 0 0 万円未満)	B級
5 0 0 万円未満 (8 0 0 万円未満)	C級及びD級

備考 （ ）内は、第 4 条第 1 項ただし書の規定により直近上位若しくは直近下位の等級に格付された者を選定することができる範囲とする。

2 建築工事

設計金額	等級
8 0 0 万円以上 (5 0 0 万円以上)	A級
3 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満 (3 0 0 万円未満)	B級
5 0 0 万円未満 (8 0 0 万円未満)	C級及びD級

備考 （ ）内は、第 4 条第 1 項ただし書の規定により直近上位若しくは直近下位の等級に格付された者を選定することができる範囲とする。

3 水道工事

設計金額	等級
5 0 0 万円以上	A級
5 0 0 万円未満	A級及びB級